

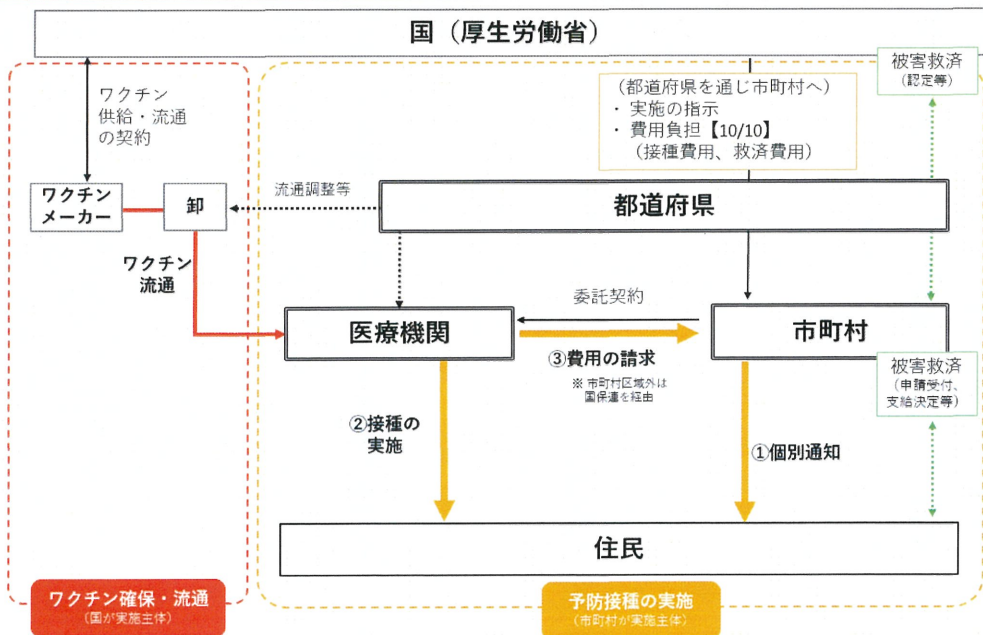
高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について【全体概要】

※ 現時点の案であり、今後変更もあり得る

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、今回のワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。

2. 事業イメージ



3. 接種券（現時点案）

接種券				予診のみ				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19			
券種	2	ワクチン接種	1	回目	券種	1	予診のみ	1	回目		
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456			
券番号	1234567890				券番号	1234567890					
氏名	厚生 太郎				氏名	厚生 太郎					
OCRライン（18桁）				OCRライン（18桁）				1回目 接種年月日 2021年 月 日 接種場所 メーカー/Lot No. (シール貼付け)			
券種	2	ワクチン接種	2	回目	券種	1	予診のみ	2	回目		
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456			
券番号	1234567890				券番号	1234567890					
氏名	厚生 太郎				氏名	厚生 太郎					
OCRライン（18桁）				OCRライン（18桁）				2回目 接種年月日 2021年 月 日 接種場所 メーカー/Lot No. (シール貼付け)			
接種を受ける方へ ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。											
氏名				厚生 太郎		住所				〇〇県〇〇市〇〇 999-99	
生年月日				〇〇年 〇〇月 〇〇日 生		〇〇県〇〇市長				日本 一郎	

※ 接種時点では、市町村から発行された接種券のほか、予診票等が必要

4. 接種場所の検討

- ワクチンの接種場所は、市町村が設ける会場、医療機関（介護老人保健施設等の医療提供施設では当該施設での接種や、特養等では施設での巡回接種も可能）いずれでも実施可能である。
- 高齢者施設の入所者の平時の定期接種の接種方式を踏まえつつ、接種場所を検討すること。**ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることから、施設等内においての接種を実施する場合は、接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について【全体概要】

※ 現時点の案であり、今後変更もあり得る

5. 入所者への説明

- 入所者のワクチン接種の希望の有無を確認し、接種を希望する場合には以下のポイントを確認する。

- ① 接種券が手元に届いているか
- ② 希望する医療機関が接種実施医療機関であるか（外部での接種を希望する場合）

<予防接種当日>

- ③ 予診票の記入は済んでいるか（本人の意思確認があるか）
- ④ 体調の変化はないか
- ⑤ 接種券と予診票その他必要な持ち物はあるか
- ⑥ （第2回目の場合）第1回目と同じワクチンの種類であるか

<予防接種後>

- ⑦ 予防接種済証をもらい、保管しているか
- ⑧ 体調の変化はないか
- ⑨ （第1回目の場合）接種券を保管しているか

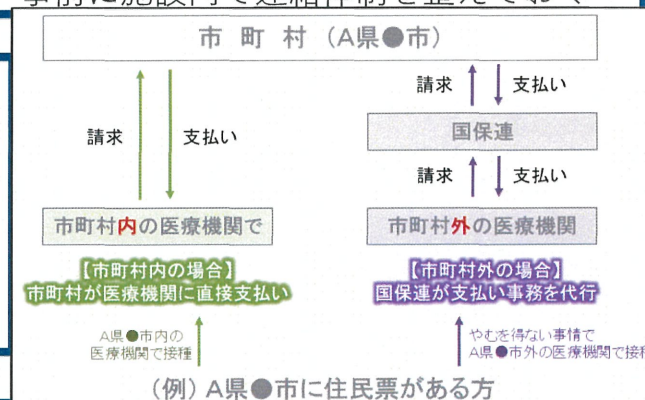
医療機関の所在地の市町村の情報を確認
※介護保険施設の嘱託医等の場合において、
接種実施医療機関でない場合は、市町村
へ相談

意思確認が難しい場合であっても、家族や、介護保険施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合には接種可能

副反応等による体調の変化に留意する。
※応急対応が可能な状態で観察するほか、
事前に施設内で連絡体制を整えておく

6. 請求事務（医療提供施設で実施した場合のみ）

- 介護老人保健施設等の医療提供施設が接種実施医療機関として実施した場合には、施設等がワクチン接種に係る費用の請求を行う。
- その際、施設所在地と異なる住民票所在地の入所者の費用請求は、国保連へ請求する。
- なお、巡回接種等により実施した場合は、施設等に請求事務は発生しない。



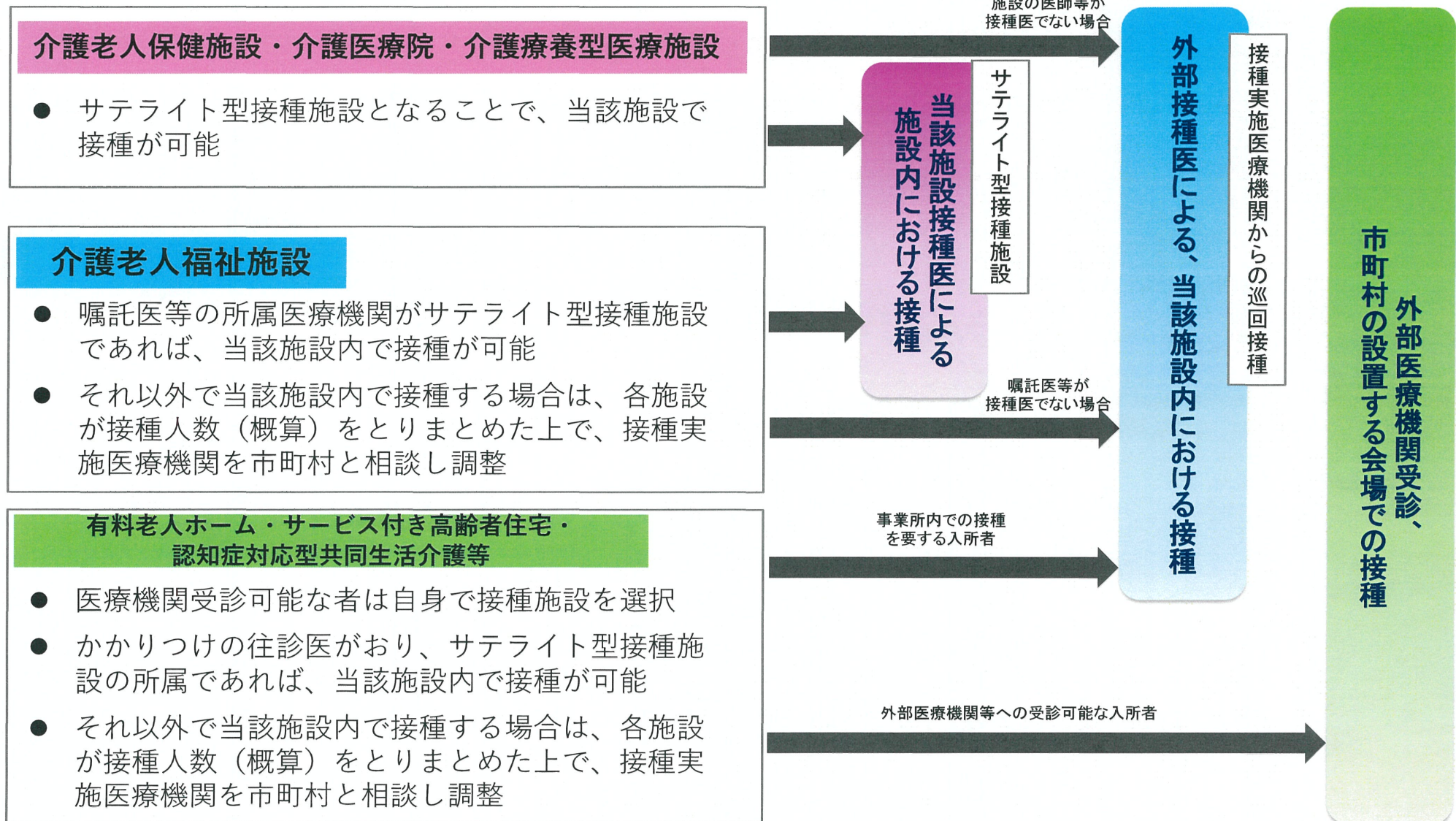
7. 従事者の接種

- 一般の住民と同様に住民票所在地の接種実施医療機関で接種する。ただし、優先接種である証明を接種券と共に医療機関に持参する必要があるため、施設等において従事者に対して証明書を交付する。
- 施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。

一定の要件：施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること等

高齢者施設の入所者への接種の進め方(概要)

- 高齢者施設の入所者への接種方法は、本人の選択又は施設が調整。標準的な実施方法は以下の通り。



注1) ディープフリーザーを設置するなどによりワクチンが直接配送され接種を行う医療機関を「基本型接種施設」、基本型施設から冷蔵でワクチンの分配を受け接種を行う医療機関を「サテライト型接種施設」という。

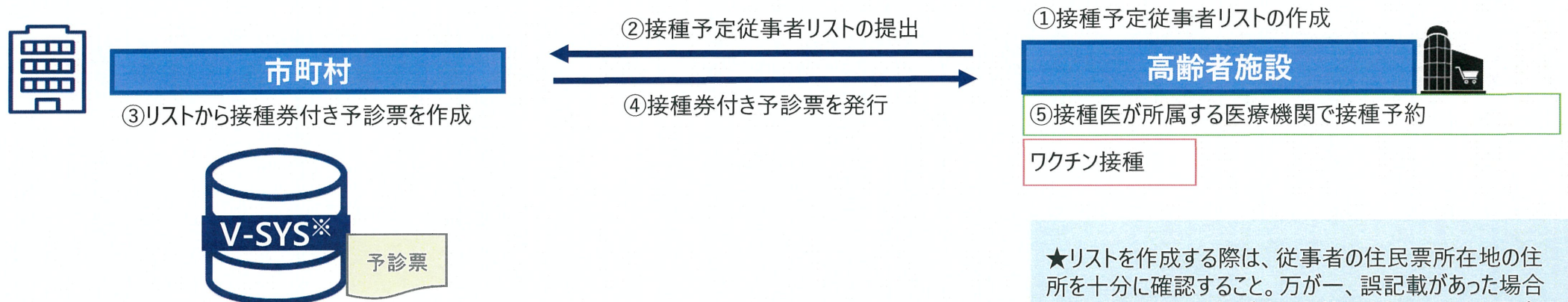
注2) 巡回接種とは、接種会場への移動が困難な者等に対して、接種実施医療機関等が接種会場以外の場所に赴き、接種会場以外の場所において接種を行うことをいう。

注3) 高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定。

注4) 全ての施設種別において、外部医療機関受診や市町村の設置する会場での接種は可能。

高齢者施設の従事者 接種順位の特例

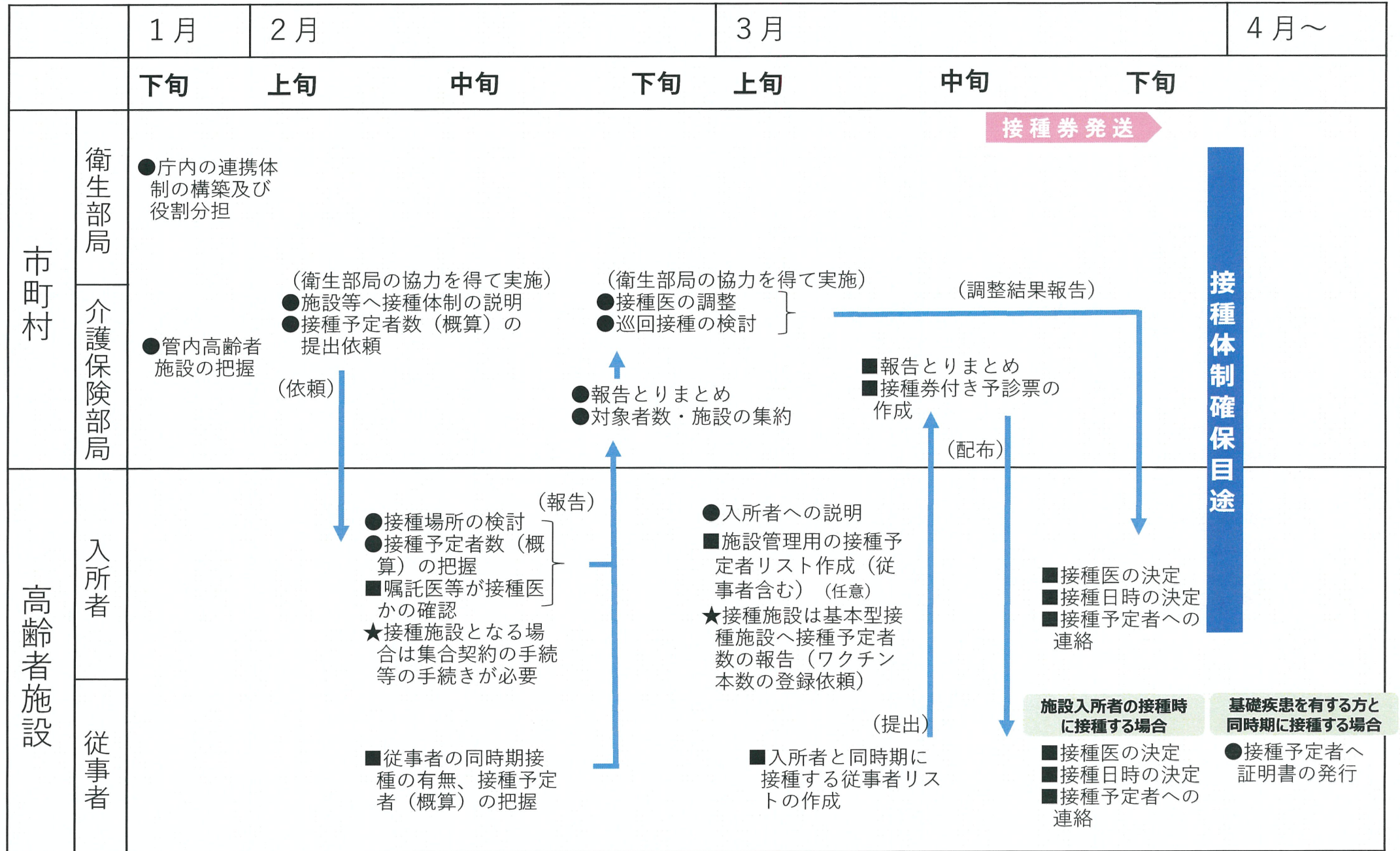
- 重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっている。しかしながら、施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、**市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない**。その際は、**ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意**すること。
 - ※ 一定の要件：ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること
市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと
施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること
 - ※ 接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が叶わないことに留意。
- その際、従事者に対しては接種券が届いていないため、**施設等は接種を希望する従事者の名簿を作成し、市町村へ提出**する。市町村は接種券付き予診票を作成し、発行する。
 - ※ 市町村が設ける会場として高齢者施設を指定し集団的に行う予防接種を実施する場合には、上記と同様な対応は可能である。ただし、従来医療機関でなかった場所に接種会場を設けることとなるため、運営方法については市町村と十分な協議が必要。



※地方自治体、医療機関、卸売業者等の関係者がクラウドにワクチンの入庫量、配分量等の情報を登録し、関係者で速やかに共有することを主な目的としたシステム

★リストを作成する際は、従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること。万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、医療機関の請求事務に支障をきたすこととなる。

高齢者施設の入所者及び従事者への接種体制構築までのスケジュール（目安）



■印：介護保険施設のほか、一定の要件を満たした施設において、当該施設内で接種をする場合 ★介護老人保健施設等として接種施設となる場合

新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる業務の効率化（事務負担の軽減）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通業務を効率化し、関係者の事務負担を軽減する観点から、市町村と実施機関（医療機関）の間に締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約（集合契約）を実施。
- 接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に記入して交付。接種情報は市町村の予防接種台帳で管理・保存。
- 居住地外（住民票所在地外）で接種が行われた場合には、費用の請求・支払い事務を国保連で代行することにより、市町村や実施機関（医療機関）の負担軽減を実現。

委託契約

- ・ 市町村と実施機関（医療機関）とをそれぞれグループ化し、グループ同士で包括的な契約を行う。
- ・ 個々の市町村と全国の実施機関とが個別に契約する場合と比べて契約数を大幅に抑えられる。



接種記録

- ・ 接種の対象者に対し、接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に必要事項を記入し交付する。
- ・ 接種を受けた者や接種したワクチン等の情報については、市町村の予防接種台帳で管理・保存する。

費用の請求・支払い

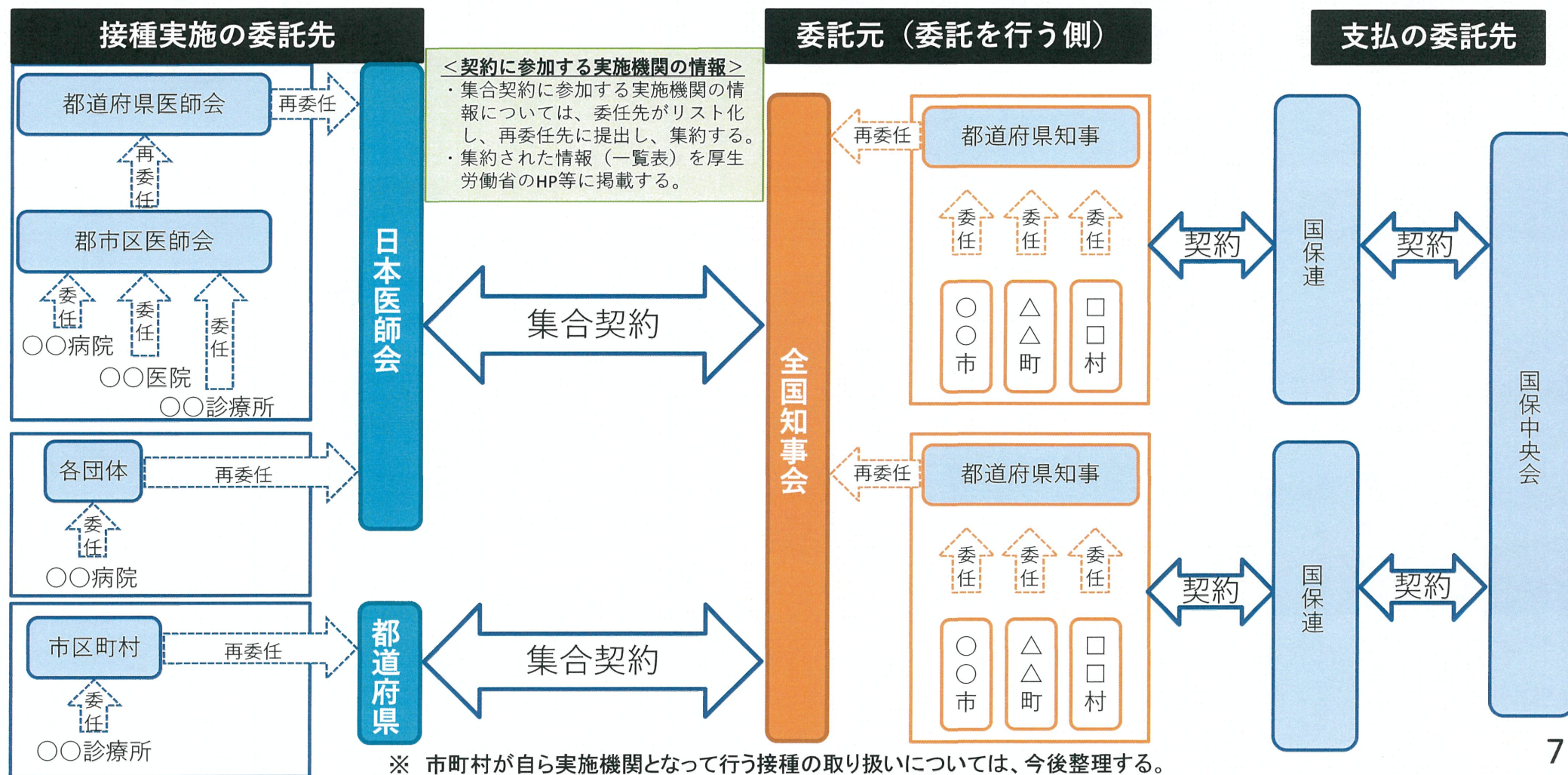
- ・ 住民が住所地外の実施機関で接種を受けた場合、市町村の費用の請求・支払い事務を国保連で代行する。



新型コロナウイルスワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約（イメージ）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約
 - 委託元である市町村は都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
 - 委託先となる実施機関は、それぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に契約を委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市町村に委任し、市町村は都道府県に再委任する。
 - 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行う。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払に係る委託契約については、市町村は都道府県に契約を委任し、委任を受けた都道府県と国保連が契約を行う。

実施機関（医療機関）



ワクチン製造販売業者による市販直後調査を含む情報の提供等について

- ワクチン接種を開始した後、ワクチン製造販売業者各社がワクチンの適正使用等のため、情報の提供・収集・伝達を実施するが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従来の医薬情報担当者（MR）の通常訪問による活動が限定される。
- そのため、当該ワクチンの市販直後調査を含む情報提供・収集・伝達は、原則、各ワクチンの製造販売業者からメール等を通じて実施する。現時点では、市販直後調査期間（販売開始から6か月間）は、直後調査の関連通知に基づく頻度でメールを配信する想定。

※市販直後調査：新しい医薬品の販売開始後の6か月間において、製造販売業者が医療機関に対し適正な使用を促すとともに、重篤な副作用等が発生した場合は速やかに当該製造販売業者に報告するよう協力を依頼するもの。個別症例の情報を集めるための調査ではありません。

